

山口市バス・タクシー運転士就職奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内公共交通の人材確保と求職者の公共交通分野への就職を促進し、運転士不足の改善を図るため、新たに公共交通事業者の運転士として就業した者に対し山口市バス・タクシー運転士就職奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）の許可を受ける事業者（以下「バス事業者」という。）又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の許可を受ける事業者（以下「タクシー事業者」という。）をいい、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可のみを受ける事業者は除く。

(2) 車両 バス事業に用いられる乗車定員11人以上の車両又はタクシー事業に用いられる乗車定員11人未満の車両をいう。

(3) 正規雇用 次の要件を全て満たす雇用形態をいう。

ア 事業者が直接雇用し、かつ、期間の定めのない雇用であること。ただし、期間の定めのある雇用の場合にあっても、奨励金交付の対象者（以下「対象者」という。）が希望すれば自動更新になる場合は、この限りでない。

イ 1週間の所定労働時間が、同一の事業者に雇用されている通常の労働者と同様である労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

ウ 雇用保険に加入していること。

エ 厚生年金及び健康保険に加入していること。

(4) 運転士 公共交通事業者が所有する車両を、バス事業又はタクシー事業における顧客の輸送のために運転する者で、公共交通事業者が正規雇用する者をいう。

(交付対象者)

第3条 対象者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

(1) 山口市内に住民登録を行っている者

(2) 次のいずれかの事業所にて、運転士として6か月以上就業を継続している者

ア 山口市内を運行するバス路線を有する事業者のうち、山口市内又は防府市内に所在する事業所

イ 山口市内に所在するタクシー事業者の事業所

(3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に就業を開始し、交付申請日

時点で現に就業している者で、引き続き、勤務する意思を有する者。

2 前項に規定する対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は対象者から除く。

(1) 市税を滞納している者

(2) 山口市暴力団排除条例（平成23年山口市条例第33号）第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者

(3) 同一の内容で他の地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金等を受けている者。また、今後、同一の内容で奨励金等を受給しようとする者

(4) 雇用された日から遡って6か月以内に、次のいずれかの事業所にて運転士として就業していた者。

ア 山口市内を運行するバス路線を有する事業者のうち、山口市内又は防府市内に所在する事業所

イ 山口市内に所在するタクシー事業者の事業所

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金の交付対象として不適当と判断した者（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、1人あたり20万円とする。

2 同条第1項に定める奨励金の交付回数は、1人につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市バス・タクシー運転士就職奨励金交付申請書（第1-1号様式）に必要な書類（第1-2号様式、第1-3号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付・不交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、奨励金の交付を決定し、山口市バス・タクシー運転士就職奨励金交付決定通知書（第2-1号様式）により、不適当であると認めるときは山口市バス・タクシー運転士就職奨励金不交付決定通知書（第2-2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定について必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(奨励金の交付)

第7条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者は、速やかに山口市バス・タクシー運転士就職奨励金請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、これを審査し、速やかに当該奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、対象者が次の各号の一に該当したときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定後に第3条第2項に定める各号に該当することが判明したとき
- (2) 第6条第2項に規定する条件に違反したとき
- (3) 偽りその他不正行為により奨励金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定により取消しを受けた対象者に対し、奨励金の交付を行わず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第9条 市長は必要があると認めるときは、対象者に対し、報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、募集要領等で定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第 1－1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先） 山口市長

住所

氏名

山口市バス・タクシー運転士就職奨励金交付申請書

山口市バス・タクシー運転士就職奨励金の交付を受けたいので、山口市バス・タクシー運転士就職奨励金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 2 0 0 , 0 0 0 円

2 添付書類

- ・ 山口市バス・タクシー運転士就職奨励金要件確認書兼在職証明書（第 1－2 号様式）
- ・ 誓約書兼同意書（第 1－3 号様式）
- ・ 労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- ・ 市税の滞納の無いことの証明書

第 1－2 号様式（第 5 条関係）

山口市バス・タクシー運転士就職奨励金要件確認書兼在職証明書

1 申請者情報

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏 名		電話番号 日中連絡が取れる番号	— —
住 所	〒 —		

2 在籍情報

雇用期間	令和 年 月 日から
勤務時間	週 時間
雇用保険	☐ 加入している ☐ 加入していない
厚生年金 健康保険	☐ 加入している ☐ 加入していない

※申請には令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに正規雇用され、6 か月以上経過していることが必要です。

上記の者は、当社に運転士として在職していることを証明します。

年 月 日

事業所住所
事業所名称
代表者
担当者
連絡先

誓約書兼同意書

年 月 日

必ず内容を確認し <u>署名</u> をお願いします。	氏名
以下の内容について誓約、同意します。 ① 私は、引き続き運転士として勤務する意思を有します。 ② 私は、反社会勢力に該当せず、今後も、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。 ③ 私は、本申請により入手する個人情報に関し、本奨励金の目的の範囲内で使用されることを了承します。 ④ 私は、奨励金交付要件の該当性等を審査するため、市が在職状況について在職証明書を作成した事業者へ確認を行うことに同意します。 ⑤ 私は、雇用された日から遡って6ヶ月以内に、山口市内を運行するバス路線を有する事業者のうち、山口市内又は防府市内に所在するバス事業者の事業所もしくは山口市内に所在するタクシー事業者の事業所の運転士として就業していません。 ⑥ 私は、申請内容に偽りがある場合及び、本奨励金の交付決定通知に付された条件に違反したときは、奨励金を返還します。	

第2－1号様式（第6条関係）

指令交第 号
年 月 日

様

山口市長

山口市バス・タクシー運転士就職奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奨励金について、下記のとおり決定しましたので、山口市バス・タクシー運転士就職奨励金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 奨励金交付決定額 金200,000円

2 条 件

第2－2号様式（第6条関係）

指令交第 号
年 月 日

様

山口市長

山口市バス・タクシー運転士就職奨励金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった奨励金について、不交付となりましたので、
山口市バス・タクシー運転士就職奨励金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

第3号様式（第7条関係）

山口市バス・タクシー運転士就職奨励金請求書

		百	十	万	千	百	十	円
金 額		¥	2	0	0	0	0	0

内 訳 山口市バス・タクシー運転士就職奨励金

山口市バス・タクシー運転士就職奨励金交付要綱第7条第1項の規定により、上記のとおり奨励金を請求します。

年 月 日
(宛先) 山口市長

住 所
氏 名

(奨励金は、次の口座に振り込んで下さい。)

振 込 先	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合						
金融機関	支所・支店・出張所						
口座番号 種 別							1：普 通 2：当 座
フリガナ							
口座名義							